

11. 金融・保険・証券分野

金融・保険・証券 (1)	郵便貯金の見直し
規制の現状	<p>日本郵政公社に移行された郵便貯金業務は、「少額貯蓄手段の提供」との制度本来の目的を逸脱して肥大化している。また、納税義務免除等の「官業ゆえの特典」を有し、民間金融機関との公正な競争条件は確保されていない。こうした巨額の資金が市場原理の枠の外に置かれていることで、我が国の効率的な金融市場の発展が阻害されている。</p>
要望内容	<p>「民間にできることは民間に委ねる」との行政改革の基本原則に則り、国民経済的観点から、廃止もしくは民間金融機関との間の公平・公正な競争条件を確保したうえでの分割・民営化による抜本的な改革を行うべきである。また、少なくとも公社形態である間は、業務範囲の拡大を凍結すべきである。</p>
要望理由	<p>日本郵政公社が発足したが、国家保証や各種税負担の免除といった「官業ゆえの恩典」が温存される等、郵貯事業がこれまで抱えてきた問題点は解消されているとは言い難い。むしろ民間金融機関とのイコールフットINGが確保されないなかで、経営の自由度だけが拡大する歪んだ仕組みとなっている。</p>
根拠法令等	日本郵政公社法 郵便貯金法
制度の所管官庁 及び担当課	総務省郵政行政局

金融・保険・証券 (2)	簡易保険の見直し
規制の現状	郵政公社では、保険金等の支払いの国家保証、保険、貯金、郵便の三事業兼営、諸税の納付免除、といった、民間生保に無い事業特典が存置されており、民間生保に対して著しく競争条件が有利な状況になっている。
要望内容	(1) 郵政公社において、可能な限り民間生命保険会社との競争条件の同一化を図るとともに、国家保証等の事業特典が存置されることによる影響を排除するために必要な措置を講じるべきである。 (2) 本来的には、簡保事業は、既に役割を終えていることから、新契約業務を取りやめ、既契約維持管理業務に特化して段階的に縮小・廃止すべきである。 (3) 仮に将来的にも簡保事業を継続するのであれば、官業としての特典を全廃し、民間生命保険会社との間で競争条件を完全に同一化したうえで民営化を行う。その際、契約者保護の観点等から、簡保事業を既契約維持管理を行う法人と新契約募集を行う法人に分離すべきである。
要望理由	簡易保険は国の保証を背景に、民業の補完という本来の趣旨を逸脱して肥大化を続けており、健全な生命保険市場、及び効率的な金融市場の形成の阻害、潜在的な国民負担の発生といった弊害を発生させている。
根拠法令等	日本郵政公社法 簡易生命保険法
制度の所管官庁 及び担当課	総務省郵政行政局

<p>金融・保険・証券 (3)</p>	<p>特債法の廃止</p>
<p>規制の現状</p>	<p>リース、クレジット債権等は、特債法における「特定債権」とされ、特定債権の流動化には特債法に基づく規制が課せられている。例えば、特定債権の流動化を行う者は、特定債権譲等受業者として、主務大臣の許可を受けなければならない。他の債権を流動化する場合には、このような規制は存在しない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>特債法を廃止する。その上で、投資家保護のために必要な措置を整備すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>リース、クレジット債権等のみならず、金銭債権の流動化が普及している現状においては、特定債権等譲受業者に対してのみ厳格な規制を課す特債法を維持する必要性に乏しい。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>特定債権等に係る事業の規制に関する法律</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>経済産業省商務情報政策局取引信用課 金融庁総務企画局信用課、金融庁監督局銀行第2課金融会社室</p>

<p>金融・保険・証券 (4)</p>	<p>債権譲渡登記制度の拡充【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>債権譲渡登記制度において、オンライン申請は、申請可能な債権数が限定されている。また、出頭による申請の窓口は、東京法務局民事行政部債権登録課のみとされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>オンライン申請システムの拡充を図り、申請可能な債権数の上限を引き上げる。また、出頭による申請窓口を各法務局出張所に拡大すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>オンライン申請には、債権数等に制限がある。このため実際には窓口に出頭して申請せざるを得ず、オンライン申請の利便性が低い。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 債権譲渡登記令 債権譲渡登記規則</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>法務省</p>

<p>金融・保険・証券 (5)</p>	<p>信託業法における受託財産制限の撤廃</p>
<p>規制の現状</p>	<p>信託業法上、信託会社が引受けることのできる財産は、金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地及び其の定着物、地上権及び土地の賃借権、に限定されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>信託業法における受託財産制限を撤廃すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>信託業法の立法当時、信託業の健全性を確保し、受益者保護を図る見地から、経営の基礎を危うくすることのないよう、受託財産が制限された。しかし、財産権が発達した今日においては、他の財産権についても信託を行うニーズが拡大しており、現行の限定列挙では、受託可能財産に関する新たなニーズに柔軟かつ迅速に対応できない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>信託業法第4条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局信用課</p>

<p>金融・保険・証券 (6)</p>	<p>信託代理店の範囲の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>信託兼営法において、信託代理店になることができる者は、金融機関及び商工組合中央金庫に限定されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>信託代理店につき、「代理店となることができる者」の範囲を、一般事業会社、保険会社、証券会社等に拡大すべきである。また、信託代理店の設置及び廃止について、認可制を廃止して届出制若しくは登録制とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>信託代理店の範囲を広く認めることにより、顧客による信託サービスへのアクセスの円滑化、信託取引の普及・発展に資する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第7条の2の2第1項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局信用課</p>

<p>金融・保険・証券 (7)</p>	<p>地方公共団体の保有する金銭債権の信託を可能とすること【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>地方公共団体は、「普通財産である土地(その土地の定着物を含む)」以外を信託できない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>金銭債権の信託を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>投資家の投資対象商品の選択肢が拡大するとともに、地方公共団体において国に依存しない独自の資金調達手段を拡充することは、国の財政負担の軽減に寄与する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>地方自治法第237条第3項、第238条の5第2項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省</p>

<p>金融・保険・証券 (8)</p>	<p>特定目的会社の借入先制限の緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>特定目的会社の借入先は、「銀行」および「適格機関投資家」に制限されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>特定目的会社の借入先に、貸金業者を追加すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成14年度版)」(2003年5月)においては、「貸金業者等によるSPCへの貸付に対するニーズについての調査を行う」とされている。特定目的会社への貸付を貸金業者に拡大することにより、貸金業者の事業機会を拡大し、特定目的会社の資金調達の実現を拡大することができる。これには十分なニーズがあり、資産流動化の促進にも資するため、早急に具体的措置を実現すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>資産の流動化に関する法律第150条の6 同法施行規則第41条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (9)</p>	<p>資産対応証券の募集取扱要件の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>特定目的会社の資産対応証券は、証券取引法上の有価証券とされており、資産対応証券の募集等の取扱いは、証券業者又は特定資産の譲渡人が行うことができる。しかし、特定資産の譲渡人が、証券化事業組成者ではない場合が多く、実際の取引上、資産対応証券の募集を行うことが少ない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>資産対応証券の発行時に、特定資産の譲渡人が資産対応証券の募集等の取扱いを行わない場合、特定目的会社の取締役又は使用人が、資産対応証券の募集等を行えるようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>流動化事業の効率化及びコスト削減に資する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>資産の流動化に関する法律第150条の2</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (10)</p>	<p>投資法人の資金調達手段の多様化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>投資法人の資金調達手段は、借入及び投資法人債に限られており、CPを発行することができない。このため、機動的な資金調達が困難となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>投資法人が、CPを発行することを可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>資金調達手段としてCPの発行が可能となれば、例えば、新規ビルの取得、大型の物件修繕費など、投資法人の超短期の資金需要に柔軟に対応することができる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律 第67条第1項第16号、第139条の2 同法施行規則 第103条第7項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (11)</p>	<p>従属業務を営む保険会社の子会社等の収入依存度規制の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社の子会社等において従属業務を営む場合、当該従属業務については、親保険会社からの収入額が総収入の50%を下回らないこととされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>従属業務を営む保険会社の子会社等の収入依存度規制を緩和し、複数の保険会社や金融機関の共同出資による従属業務子会社等の設立、保有を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>保険会社や金融機関が共同で従属業務を営む子会社等を保有することにより、経営・業務の効率化を図ることができる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>金融庁告示第38号 金融庁事務ガイドライン(保険会社関係)1-4-1</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局信用課保険企画室、監督局保険課</p>

<p>金融・保険・証券 (12)</p>	<p>保険契約の包括移転に係る手続きの簡素化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険契約を包括移転するには、移転会社及び移転先会社において、株主総会または社員総会(総代会を設けている場合には総代会)の決議を必要とする。</p>
<p>要望内容</p>	<p>包括移転する契約に対応する責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等の額に比較して相当程度小さい場合(例えば20分の1以内)は、保険契約の包括移転に要する移転先会社の決議を不要とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>契約の包括移転の場合には、移転先会社への影響の程度にかかわらず、移転先会社の株主総会等の決議を必要とする。一方、商法に定められる簡易合併(商法第413条の3)の手続きにおいては、合併時の新株発行数が存続会社の株式総数の20分の1以内であり、消滅会社の合併交付金が存続会社の純資産額の50分の1以内である場合は、株主総会の決議が不要とされている。この規定により、存続会社が株式会社である場合には、保険会社の合併に伴う保険契約の承継についても、株主総会決議が不要となる。そこで、合併を伴わない契約移転の場合に簡易な手続きによることを認めても、問題はないと考えられる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法 第136条第1項 商法 第408条第1項、第413条の3第1項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局信用課</p>

<p>金融・保険・証券 (13)</p>	<p>保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全</p>
<p>規制の現状</p>	<p>生命保険会社が経営破綻した場合、現行では、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険会社の経営破綻時に、特別勘定の責任準備金を100%保全することを認めるべきである。このために、保険業法等、法令上の必要な手当てを行うべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>特別勘定では、当該勘定に属する資産が他の勘定に属する資産と経理上明確に区分されている。また、当該勘定に属する資産の運用成果が直接的に契約者に帰属する。このような特別勘定の性格から、特別勘定における運用は、経営破綻の原因となりにくい。このため、経営破綻時の取扱いにおいては、特別勘定の責任準備金を100%保全することが適当である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法 更生特例法</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局信用課</p>

<p>金融・保険・証券 (14)</p>	<p>特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管、及び特別勘定への直接投入【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>株、債券等の現物資産によって、保険料受入、及び解約時の引渡しを行うことが認められていない。また、特別勘定へ資金を投入する際には、一般勘定を経由することとされており、特別勘定に直接投入することができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管、及び特別勘定への保険料の直接投入を可能とするよう、法令上の措置を行うべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>退職給付に係る新会計基準のもとで、株式が「年金資産」として扱われることとなったことを背景に、企業においては、保有する株式を当該企業の年金制度に掛け金として拠出するニーズが高まっている。現物資産による保険料の受入れが可能となれば、株式を現金化するコストが不要となり、顧客の利便性が向上する。また、直接投入を可能とすれば、特別勘定の独立性を高めることができる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法 第97条 同法施行規則 第75条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局信用課</p>

<p>金融・保険・証券 (15)</p>	<p>保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社の子会社で行うことのできる業務、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務に、不動産投資顧問業が含まれていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険会社の子会社で行うことのできる業務、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として、不動産投資顧問業を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>保険会社は、不動産投資業務を本来業務(資産運用)の一環として行っており、不動産の賃貸のみならず売買取引まで含めた不動産投資に係るノウハウを十分に有している。また、不動産流動化の増加を背景として、証券化された不動産にかかる投資顧問業務について、投資家のニーズが拡大している。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法 第106条 同法施行規則第56条の2、第210条の7 金融庁事務ガイドライン(保険会社関係)1-4-1(2)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局信用課、総務企画局保険企画室、監督局保険課</p>

<p>金融・保険・証券 (16)</p>	<p>信用保証業務を営む銀行の子会社の業務範囲の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>銀行の子会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供するものについては、営むことが認められていない。 また、保証業務は専業体制で営むこととされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>銀行の子会社が、事業性ローンに係る債務保証業務を営めるよう認めるべきである。但し、対象となるローンからは、当該銀行の特定関係者が供与するものを除く。 また、保証業務を営む銀行の子会社が、他の業務を兼業できるようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>銀行の子会社による信用供与手段の多様化により、銀行本体と異なる顧客層に対して、信用供与を拡充することができる。なお、銀行子会社が取り組むローンから当該銀行の特定関係者が供与するものを除けば、銀行経営の健全性が損なわれることはない。 また、信用保証業務を営む銀行の子会社が、他の業務を営むことが可能となれば、銀行経営の効率化に資する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十五号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等」(平成10年金融庁・大蔵省告示第9号) 金融庁事務ガイドライン(預金取扱い金融機関関係)1-9-1(3)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁監督局総務課、銀行第1課、銀行第2課</p>

<p>金融・保険・証券 (17)</p>	<p>保険業に係る業務の代理または事務の代行を営む保険会社の子会社による 兼営業務の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社の保険業に係る業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社は、一部の業務を除き、他の業務を兼営することができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険会社の保険業に係る業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社において、他の業務を兼営することを認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>保険事故通知の受付、保険関連相談、システム開発などの業務を、保険業務にかかる業務の代理又は事務の代行とともに行うことが可能になれば、保険会社グループの業務の効率化、経営資源の有効活用に資する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第106条 同施行規則第56条の2第3項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局信用課</p>

<p>金融・保険・証券 (18)</p>	<p>法人である損害保険代理店の組織変更における代理店登録の特例【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>損害保険代理店業務の登録の申請は、会社設立後でなければ行うことができない。このため、法人代理店が、新設又は合併会社に損害保険代理店業務を移転する場合、また、代理店部門が新設分割された会社に移転する場合など、現に代理店として登録されている法人から代理店登録していない別の法人に代理店の業務を移転・承継するにあたり、代理店業務を承継する法人の登録申請が完了するまでの間に、被承継代理店の法人格が消滅している場合には、保険の募集ができない空白期間が生じ、消費者対応上、問題となる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>代理店業務を承継する法人の新設・合併等の手続き完了前に予備登録の手続きを認めるべきである。例えば、やむを得ず被承継代理店の業務廃止日と承継代理店の登録日が異なる場合には、新設、合併等の予定日の一定期間前に予備登録を認め、新たな法人の発足と同時に代理店登録を発効させる、などの手続きを導入すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>合併、分割などの企業再編に際し、代理店として登録されている法人が変更される場合においても、保険募集が継続して行われることが望ましい。代理店の予備登録が可能となれば、効率的に代理店業務を移行することができ、契約者サービスに空白・混乱が生じず、また円滑な企業再編に資する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法 第276条、277条、278条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局信用課</p>

<p>金融・保険・証券 (19)</p>	<p>保険業における「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社が「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」を行う場合には、金融庁の認可が必要とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険業法における「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可を不要とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>銀行法においては、「その他金融業を行う者の業務の代理」を行うために、認可が必要とされていない。これに対して、保険業法においては、「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」を行うために、認可が必要とされている。同一の業務であるにもかかわらず、このような相違を設ける合理的な理由に乏しい。また、認可手続に時間と手間を要すると、取引の成立に支障を来し、収益機会を逸する懸念がある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法 第98条第1項第1号 同法施行規則 第51条第3号</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局信用課</p>

<p>金融・保険・証券 (20)</p>	<p>銀行の出張所の休日に係る規制の緩和、及び営業時間に係る 規制の撤廃【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>銀行の休日は、土日、祝日、年末年始に限られており、それ以外に営業所が 休日とすることができる日は、「営業所の所在地における一般の休日に当たる 日で当該営業所の休日として金融庁長官が告示した日」及び「営業所の設置 場所の特殊事情により、当該営業所の休日とすることがやむを得ない日として 金融庁長官が承認した日」に限られている。また、銀行の営業所の営業時間は 「午前9時から午後3時まで」とされており、その営業時間の変更は、延長の場 合を除き、「その営業所の所在地又は設置場所の特殊事情により」必要がある 場合に限られている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>銀行の出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く)の休日及 び営業時間を、銀行が独自に定めることを可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>顧客ニーズ、出張所の周辺環境等に即して、銀行が独自に営業日及び営業 時間を設定することが可能となれば、顧客利便性の向上に資する。なお、振込 機能付ATMを併設し、当座預金業務を行っていない出張所、自己の計算によ る勘定を持たない出張所を対象とすれば、顧客の利便性及び決済システムの 安定性を損なう恐れはない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>銀行法 第15条 銀行法施行令 第5条 銀行法施行規則 第15条、第16条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局信用課、監督局銀行第1課</p>

金融・保険・証券 (21)	銀行の広告業参入【新規】
規制の現状	銀行法上、銀行は、業務、その他付随業務、その他の法律に基づく業務を営むことができるが、他業を行うことが禁止されている。
要望内容	銀行がインターネットのホームページ上を広告媒体として他者のために使用させることを、「その他の銀行業に付随する業務」として認めるべきである。
要望理由	銀行のホームページに金融その他のサイトのバナー広告を掲載することが可能となれば、銀行のホームページを、金融その他のサービスのポータルサイトとして活用することができ、顧客の利便性が向上する。なお、2003年7月1日付のノーアクションレターに対する金融庁の回答においては、銀行がATMの画面を広告媒体として他社に使用させることが「その他の銀行業に付随する業務」として認められた。ホームページにおける広告の掲載も、ATMの画面上の広告と同質の業務であり、事務ガイドライン1-6-4における要件に照らして、固有業務との機能的な親近性、リスクにおける同質性が認められると考える。また、広告業収入が本業収入の一定割合を超えないことを条件とすれば、銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用であり、固有業務に比して規模が過大となることはない。
根拠法令等	銀行法第12条2項 事務ガイドライン(預金取扱い金融機関関係)1-6-4(2)
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁監督局銀行第1課

<p>金融・保険・証券 (22)</p>	<p>インターネットを活用した保険商品の販売【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>インターネットによる保険契約の締結手続きにおいては、保険契約の申込みをした者の本人確認、被保険者の身体の状態の確認など、当該手続きの遂行に必要な事項について、保険契約者等の保護及び業務の的確な運営が確保されるための適切な措置が講じられていることが必要とされている。生命保険、医療保険について、この要件に基づいてインターネットによる販売が認められた例はない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>生命保険契約、医療保険契約について、インターネットによる販売(契約締結)の取扱を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>インターネットによる保険商品の販売は、契約者利便の向上及び保険会社の営業の効率化に資する。なお、インターネット上の映像通信技術・認証技術に依拠すれば、申込者の本人確認、被保険者の身体の状態の確認にあたり、必要な措置を講ずることは可能となる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法施行規則 第11条第1項2号、2の2号 金融庁事務ガイドライン(保険会社関係)1 - 9</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁監督局保険課</p>

<p>金融・保険・証券 (23)</p>	<p>電磁的方法による信託業務に係る公告における「調査機関」の活用【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>信託銀行が行う定型的信託契約に係る約款変更時の公告、貸付信託の契約締結時の公告について、電磁的方法による公告が認められていない。これらの公告について、規制改革推進3か年計画(再改定)において、15年度に電磁的方法の利用を検討し、結論を得ることとされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>信託業務に係る公告を電磁的方法を用いて行う際に、「電子公告制度の導入に関する要綱案(案)」における「調査機関」を利用できるよう認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>電磁的方法による公告については、公告内容の情報は公告ホームページのサーバーに蓄蔵されているので、サーバーの管理者において事後の改竄が容易であるとともに、公告ホームページへの掲載が終了してしまえば、公告内容自体が消滅してしまうこととなる。このため、官報・日刊紙と比較すると、紛争が生じた際に、公告の事実や内容の立証が困難であるという問題がある。したがって、調査機関により公告が適正に行われたことを証明することは、事後の紛争を予防するという観点から重要である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律 第5条ノ3 同法施行規則 第10条 貸付信託法 第3条、第6条 商法</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局信用課</p>

金融・保険・証券 (24)	短期社債(電子CP)発行手続の緩和[新規]
規制の現状	短期社債を発行するには、原則取締役会の決議が必要であり、取締役会の決議により特定の取締役委任することができることとなっている(社振法83)。
要望内容	短期社債発行時に、取締役会の関与なく短期社債を発行できるようにすべきである。
要望理由	手形CPの発行においては、取締役会は全く必要とされておらず、経済的実質が同じ短期社債(電子CP)においても、取締役会の関与は不要である。
根拠法令等	社債等の振替に関する法律第83条
制度の所管官庁 及び担当課	法務省民事局

<p>金融・保険・証券 (25)</p>	<p>現先取引にかかる売買規制の適用除外【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現先取引については、売買と扱われる結果、インサイダー取引規制の対象となっており(証券取引法163、164)、発行企業の主要株主が現先取引を行う場合には、発行企業の債券を用いることができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>現先取引については、証券取引法163、164条の適用除外とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>現先取引の実態は金融取引であり、反対売買により発生した利益といえども、市場利回り程度で行われる金融取引に伴う利息といえるものである。したがって、インサイダー取引規制が想定しているような不公正な取引は行い得ない。本改正により、現先取引に利用できる債券の範囲が広がり、現先市場の活性化が見込まれる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>証券取引法第163条、第164条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (26)</p>	<p>適格機関投資家の申請手続の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>証券取引法の「適格機関投資家」の届出は、届出を行おうとする年の7月1日から1月を経過する日までの間に、財務局長を経由して金融庁長官宛て行う必要がある(定義府令4)、「適格機関投資家」としての有効期間は毎年9月1日から1年間である(定義府令4 21)。</p>
<p>要望内容</p>	<p>「適格機関投資家」の届出を随時可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>適格機関投資家の要件をすべて満たすにもかかわらず、適格機関投資家の申請期間が年1回しかないため、適格機関投資家の取扱いを9月まで待たされる場合がある。 適格機関投資家のみを相手方とし、かつ他に譲渡されるおそれがない場合における勧誘であれば、私募扱いとなり、有価証券届出書の届出が不要となるなど、発行手続が簡略化される。適格機関投資家の届出を随時可能とすることにより、私募方式が活用しやすくなる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条第1項第21号、第4条第3項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁企業開示参事官室</p>

<p>金融・保険・証券 (27)</p>	<p>公開買付けの適用除外範囲の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現行、ある会社Aについて、既に過半数の議決権を所有している会社Bが著しく少数の者から当該株券等の買付ける場合は、公開買付によらず可能である(証券取引法27の2)。</p>
<p>要望内容</p>	<p>B社が、A社の議決権を過半数有しているかの判定は、B社単独で行うのではなく、B社の子会社等も含めて判定すべきである。(ある会社単独では、A社の議決権の過半数を有していなくても、子会社等を含めて過半数を有していれば、公開買付の適用除外とすべきである。)</p>
<p>要望理由</p>	<p>公開買付の適用除外範囲が拡大することにより、機動的な企業再編が可能となる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>証券取引法第27条の2第1項第5号</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (28)</p>	<p>参照方式・発行登録制度の適用範囲の拡大(その1)【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現行、株式会社発行の有価証券に限り、目論見書や有価証券届出書において、参照方式・発行登録制度が認められている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>投資法人も参照方式・発行登録制度を利用可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>投資証券の募集においては、最大発行金額を前提とした予備格付けが行われるため、発行登録制度の利用により投資家の信用度が増すことが期待される。また、発行登録制度の利用により、機動的な募集が可能となる。これらを通して、投資証券市場の拡大が期待される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>証券取引法第5条第4項、第13条第2項、第23条の3、第23条の12第2項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (29)</p>	<p>参照方式・発行登録制度の適用範囲の拡大(その2)【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>資産流動化法上のSPC(特定目的会社)については、発行登録制度を利用できる旨の規定がなく(特定有価証券開示府令)、募集・売出しの都度有価証券届出書を提出している。</p>
<p>要望内容</p>	<p>資産流動化法上のSPCも発行登録制度を利用可能とすべきであり、その旨を法令上明示すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>ABS(資産担保証券)は、一般に、証券会社等が裏付資産の市場価格を勘案しつつ、ABSに対する投資家ニーズを汲み取りながら、裁定機会を捉えて組成・販売するものである。有価証券届出書方式であると、届出の効力発生まで15日、発行条件決定に伴う訂正届出書の効力発生に更に2日を必要とし、機動性の点から裁定機会を逃しやすく、証券の組成が難しい。 発行登録制度の利用により、ABSの機動的な発行が可能となり、投資家のニーズに応えることが可能となる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>証券取引法第5条第4項、第13条第2項、第23条の3、第23条の12第2項 資産流動化に関する法律</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課 " 企業開示参事官室</p>

金融・保険・証券 (30)	「外国投資信託」、「外国投信証券」の国内販売における規制緩和【新規】
規制の現状	「外国投資信託」、「外国投資証券」を国内販売するには、当該信託の発行者は、あらかじめ、内閣総理大臣に届出を行う必要がある(投信法58、220)。また、発行者は、「運用報告書」を作成し、当該信託にかかる受益者に交付する義務がある(投信法33、59)。
要望内容	「外国投資信託」、「外国投資証券」を国内販売する場合、外国にいる発行者に課せられている事前届出義務、「運用報告書」の交付義務を不要とし、国内販売業者が代わりに行うことを認めるべきである。
要望理由	「外国投資信託」、「外国投信」の発行者に事前届出義務や「運用報告書」の作成義務を課しても、当該発行者に海外で流通させる意図がない場合は、それらの義務は実行されないため、国内販売することができない。したがって、海外発行者に代わって、国内販売業者が代わりに行うことを可能とすれば、国内投資家の投資ニーズに応えることができる。
根拠法令等	投資信託及び投資法人に関する法律第33条、第58条、第59条、第220条
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁総務企画局市場課

<p>金融・保険・証券 (31)</p>	<p>有価証券報告書の提出義務の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>過去に一度でも有価証券届出書を提出したことのある会社は、有価証券報告書の提出を免除されるためには、当該有価証券の所有者数が25名未満となり、かつ金融庁長官から提出義務免除の承諾を取得しなければならない(証券取引法24、証券取引法施行令4)。 A社の場合、非上場で店頭売買もしていないが、昭和27年に5000万円超の増資をしたため、当時の証取法「5000万円を超えて不特定多数に増資した場合」に該当し、当時から現在に至るまで有価証券報告書を毎年提出している。</p>
<p>要望内容</p>	<p>非公開会社(非上場で店頭売買もしていない)について、相当の長期間にわたって有価証券を発行していない場合には、内閣総理大臣の判断により有価証券報告書の提出を不要とすることを可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>非公開会社で、戦後まもない時期に有価証券の募集を行い、その後、一度も有価証券を発行しておらず、株主の移動も余りない場合には、有価証券報告書を提出しなくても、公益または投資家保護に欠けることがないケースがありうる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>証券取引法第24条第1項第3号 証券取引法施行令第4条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (32)</p>	<p>インサイダー取引規制の適用除外の対象拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>内部者の売買報告書の提出義務の「内部者」としては、上場会社等の役員及び主要株主が想定されているところ(証券取引法163)、役員持株会や従業員持株会の定時・継続買付については、報告書の提出は不要となっている(上場会社証券売買令4)。 しかし、取引先持株会については、報告書の提出が不要となっておらず、当該持株会が主要株主であれば、定時・継続買付であっても売買報告書を提出しなければならないといった不便が生じている。また、その不便を回避するべく、ファイナンス発表後払込終了日までの期間は、買付を中止したりする手間をかけている証券会社も多い。</p>
<p>要望内容</p>	<p>取引先持株会は、インサイダー取引規制の適用除外とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>取引先持株会は、定時・継続買付を行っている点において役員持株会や従業員持株会と同様である。また、上場会社600社以上で大株主上位に登場している。取引先持株会の運営に関する不便な点が解消されることにより、取引先持株会を通じた取引の活性化が期待される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>証券取引法第163条 上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令第4条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

金融・保険・証券 (33)	ブックビルディングを実施した場合の申込期間の廃止に関する規定整備【新規】
規制の現状	<p>現行、ブックビルディングにおける投資家の需要の意思表示は、「意向」でしかなく、発行条件決定後、改めて「注文」を受け付けるために数日間の申込期間が必要となっている。</p>
要望内容	<p>有価証券の上場・店頭登録申請時のブックビルディングにおいて、投資家による需要の意思表示を基に割り当て、別途の申込期間を不要とすることを可能とすべきである。</p>
要望理由	<p>グローバルスタンダード(欧米)でも、「ブックビルディングにおける需要」=「ファーム・オーダー」であり、別途申込期間は存在しない。 引受成立が早まることにより、ブックビルディング後の価格変動リスクが軽減される。また、払込が早まることにより、発行会社の資金効率の向上が期待される。</p>
根拠法令等	証券取引法第5条第1項、第13条第1項、 企業内容等の開示に関する内閣府令第8条、第9条
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁